

長野市景観顕彰制度実施要領 第4第2項に基づき、審査にあたっての選考基準等、必要な事項を定めるものとする。

1 選考基準

(1) 景観賞

魅力的な景観を形成する上で総合的に優れているもの

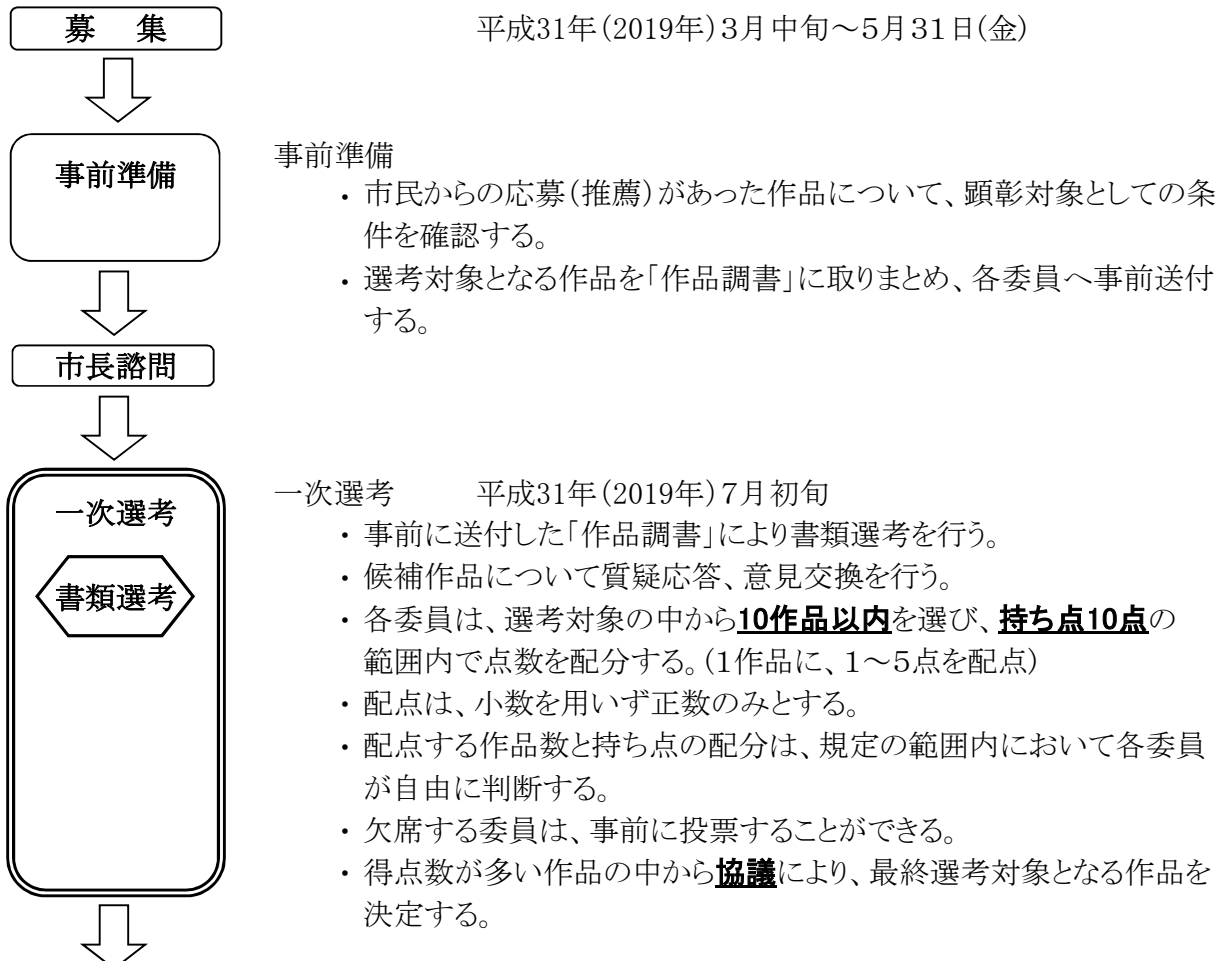
・選考要素

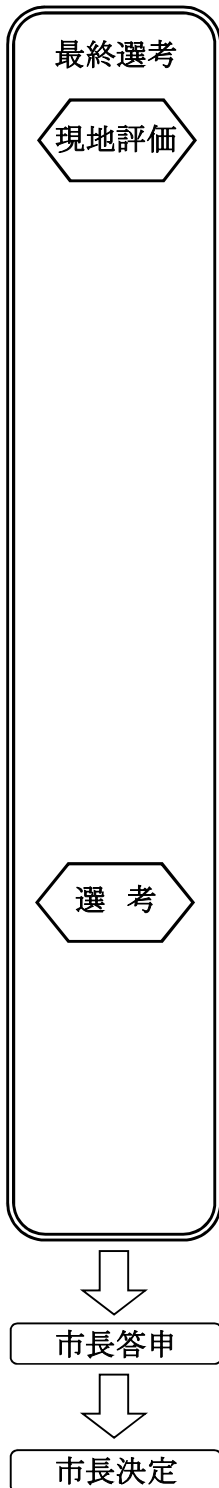
- ① デザイン、色彩など、周辺の景観に対して配慮されているもの
- ② 積極的な緑化など、地域環境の向上に貢献しているもの
- ③ オープンスペースの提供など、地域社会に対して配慮されているもの
- ④ 長野の歴史、文化などに対して配慮されているもの
- ⑤ 長野市民の誇りとなりうるもの
- ⑥ 耐久性、技術力、創造性など考慮されたもの
- ⑦ 地域の優れた景観形成に大きく影響を与えたもの
- ⑧ 継続的に使用されている、または管理がされているもの

(2) 奨励賞

景観賞に準じ、魅力的な景観を形成する上で優れているもの

2 選考手順





最終選考 平成31年(2019年)7月中～下旬

(1) 現地評価

① 現地調査

- ・ 最終選考対象となった作品について、公共空間から見える外観を現地で調査する。
- ・ どの選考要素を満たしているか確認をし、採点評価の参考とする。
- ・ 対象作品の内部は審査の対象としない。

② 採点評価

- ・ 採点評価の前に、現地調査の感想などについて意見交換を行う。
- ・ 意見交換終了後、各委員は、対象作品の中から順位を付けて5作品を選考する。
- ・ 採点は、1位＝5点、2位＝4点、3位＝3点、4位＝2点、5位＝1点とする。
- ・ 順位を付ける作品数は5作品以内とし、該当するものがない場合は、4作品以下でも良いこととする。その場合も順位は1位(5点)からとする。
- ・ 欠席する委員は、事前に現地を確認の上、投票することができる。

(2) 選考

- ・ 1の選考基準との適合性を考慮し、**総合的な判断により、5作品以内**を選考する。
- ・ 採点評価の点数が多い作品の中から協議により、“魅力的な景観を形成する上で総合的に優れているもの”を『景観賞』として選考する。
- ・ 必要に応じて、“景観賞に準じ、魅力的な景観を形成する上で優れているもの”を『奨励賞』として選考する。
- ・ 公共作品は原則1作品以内とし、奨励賞としての選考は行わない。

3 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、審議会の審議により決定する。